

答申第108号  
令和7年12月23日

青森県公安委員会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会  
会長 森 雄亮

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和7年4月24日付け青公委第6号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

司法又は行政警察活動のためのドローンの利用に係る文書についての一部開示決定処分に対する審査請求についての諮問

# 別 紙

## 答 申

### 第1 審査会の結論

青森県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、審査請求の対象となった行政文書の一部を不開示としたことは、妥当である。

### 第2 質問事案の概要

#### 1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和6年11月11日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、司法又は行政警察活動のためのドローンの利用に係る文書について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として次に掲げる文書（以下「本件各文書」という。）その他関係文書を特定した上で、これらの文書の一部が条例第7条第1号、第4号又は第6号に該当するとして、一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和6年12月25日、審査請求人に通知した。

- (1) 「適切な雑踏警備の実施について（通達）」（以下「本件行政文書1」という。）
- (2) 「適切な雑踏警備の実施について」（以下「本件行政文書2」という。）
- (3) 「警備部門におけるドローンの利活用及び対策に関する教養及び訓練の推進について（通達）」（以下「本件行政文書3」という。）
- (4) 「「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」に基づき無人航空機の調達等に関して講ずる措置について」等に基づく警備部門のドローンの調達に係る留意点について（以下「本件行政文書4」という。）

#### 3 審査請求

審査請求人は、令和7年3月22日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関の上級行政庁である青森県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分による不開示部分のうち、条例第7条第4号該当部分（本件各文書に係るものに限る。以下「本件不開示部分」という。）の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書等によると、おおむね次のとおりである。

##### (1) 審査請求書

ア 不開示とした理由において指摘される「警察のドローン体制、対処能力に関する情報であり、公にすることにより、将来におけるテロ等の犯罪行為が容易となり、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれ」は抽象的で具体性を欠く。

イ また、本件不開示部分は、以下の理由から、知る権利（憲法21条）により開示が特に強く要請される。カメラ等が搭載されたドローンは、リアルタイム監視や録画により、個人のプライバシー権（憲法13条）を侵害し、またプロテスト等の活動を萎縮させる（憲法21条）。また、ドローンの落下等の事故により人の身体や生命に危険を及ぼす。ドローンを用いた警察活動の帰結の甚大さに鑑みれば、一般市民がその仕様、性能を知り、警察による使用の状況について調査報道等を通じ必要なコントロールを及ぼすことは、権利侵害を防止し、侵害から生じた損害を回復する上で不可欠である。海外の民主主義国では、このような捜査手法に適用されるルールを市民にわかりやすい形で開示することが憲法ないし基本権上求められるという規範が確立し、それに基づいた運用がなされている。

ウ 以上から、本件不開示部分はいずれも、条例第7条第4号に該当しない。また、本件不開示部分は他の不開示事由にも該当しない。

##### (2) 反論書

実施機関は、審査請求人の主張につき、「当該主張は不開示部分と関連性が認められず、審査請求の理由には当たらぬ」とする。

しかしながら、実施機関が本件不開示部分に含まれるとする「ドローンを悪用したテロ等違法行為に対する警察の対処能力やドローン運用体制に関する情報」こそ、市民の権利侵害を防止し、侵害から生じた損害を回復し責任を追及するために、公にされるべき情報である。

### (3) 口頭意見陳述

ア ドローンは、上空から無差別に人や物を撮影できるものである。そのため、ドローンに搭載されたカメラでリアルタイムに監視すること、あるいは録画した画像を警察が後から閲覧することによって、個人の住宅の上空や、個人の敷地内にとどまらず公道など、公にアクセス可能な場所も撮影できる。また、現在広く使用が確認されている顔識別システムなどを用いれば、個人の識別も可能となると考えられる。その結果、日本国憲法第13条で実質的に保障されているプライバシー権、あるいは公道で行われるプロテストに参加する者が、上空からドローンで監視され、それが個人の識別まで可能となるならば、そのプロテスト等の活動を萎縮させることは想像にたやすい。プロテストに参加する権利は憲法第21条で保障されているため、表現の自由への制約も認められる。

イ さらに、プライバシー権や表現の自由といった目に見えない権利だけでなく、ドローンは上空に飛ばすという性質上、落下等の事故によって人の身体や生命に危険を及ぼす可能性もある。このようなドローンを用いた警察活動の帰結が甚大であることに鑑みれば、一般市民が警察の用いるドローンの使用、性能、あるいはその使用状況について調査報道等を通じて必要なコントロールを民主的に及ぼしていくことは、権利侵害を防止し、侵害から生じた損害を回復する上で不可欠である。

ウ 海外の民主主義国では、ドローンを用いた捜査について、その強い権利侵襲性から、原則として令状が必要であるという裁判所の判断や、原則として令状を必要とする立法が相次いでいる。例えば、2022年にはアメリカのミシガン州の州法判例で、令状が原則必要であるという判断があり、2023年の時点では、アメリカの20の州で同様に令状を必要とする立法がなされている。他国の立法の状況や裁判例の状況については、必要であれば補足することも可能である。このような状況を考慮すると、本件不開示部分が「知る権利」によって、特に強く開示が要請される情報である。

エ 条例第7条第4号に該当し開示を拒むことができる場合は、抽象的ではなく、特に具体的な捜査のおそれがある場合に限られると考えられる。このような限定的な解釈は、条例の目的規定「青森県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に寄与することを目的とする」からも支持される。

オ 他方、本件不開示部分は、抽象的に捜査のおそれを指摘するのみであり、具体

的な事情を指摘するものではないため、条例第7条第4号には該当しない。また、他の不開示事由にも該当しないため、開示されるべきである。

カ 実施機関が条例第7条第4号に該当するとして指摘する警察のドローン体制、対処能力に関する情報に関し、これを公にすることで将来のテロ等の犯罪行為が容易になり、警察活動に支障を及ぼすおそれがあるとの指摘がなされていることについて、仮にこれをドローン関係の開示資料に当てはめるとすれば、一切の情報開示が許されないことになると解される。しかしながら、実施機関からは一部の情報が開示されているため、どのような具体的な基準で開示・不開示を決定しているのかを明らかにする必要がある。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張する本件処分の理由等は、弁明書等によると、おおむね次のとおりである。

### 1 弁明書

#### (1) 本件行政文書1及び本件行政文書2について

##### ア 不開示理由

警察の警備態勢に関する情報であり、公にすることにより、警察の対処能力が明らかになるなど将来におけるテロ等の犯罪行為が容易となり、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第4号に該当するため。

##### イ 本件処分の正当性

同不開示部分には、雑踏に乗じて敢行されるテロ等違法行為の未然防止対策として警察の警備態勢及び対処能力に関する情報が記載されている。当該部分は、これを公にすることにより、警察の警備態勢及び対処能力が明らかになり、将来雑踏に乗じてテロ等違法行為を敢行しようとする者が、これを分析することにより、対抗措置を執られるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第7条第4号の規定により、不開示とした原処分は、正当である。

#### (2) 本件行政文書3及び本件行政文書4について

##### ア 不開示理由

警察のドローン運用体制、対処能力に関する情報であり、公にすることにより、将来におけるテロ等の犯罪行為が容易となり、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第7条第4号に該当するため。

#### イ 本件処分の正当性

同不開示部分には、悪意を有する相手方がテロ等違法行為を敢行する際にドローンを悪用した場合における警察の対処能力及び警察のドローン運用体制に関する情報が記載されている。当該部分は、これを公にすることにより、ドローンを悪用したテロ等違法行為に対する警察の対処能力及び警察のドローン運用体制が明らかになり、将来ドローンを悪用してテロ等違法行為を敢行しようとする者がこれを分析することにより、対抗措置を執られるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第7条第4号の規定により、不開示とした原処分は、正当である。

#### (3) 審査請求人の主張に対する意見

ア 審査請求人は不開示の理由について、「抽象的で具体性を欠く。」と主張しているが、悪意のある者がテロ等違法行為を敢行する際にドローンが悪用されるおそれがあり、警察として適切に対処していく必要がある中で、本件不開示部分を公にすることにより、警察の対処能力が明らかになるなど将来におけるドローンを悪用したテロ等の犯罪行為が容易となり、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがある。これは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例に基づく一部不開示は正当であり、審査請求の理由には当たらない。

イ また、審査請求人は、「個人のプライバシー権の侵害」「ドローンの落下等の事故により人の身体や生命に危険を及ぼす」「一般市民がその仕様、性能を知り、警察による使用の状況について調査報道等を通じ必要なコントロールを及ぼすことは権利侵害を防止し、侵害から生じた損害を回復する上で不可欠」等と主張しているが、本件不開示部分は、雑踏に乗じて敢行されるテロ等違法行為の未然防止対策における警察の警備態勢及びドローンを悪用したテロ等違法行為に対する警察の対処能力やドローン運用体制に関する情報であり、当該主張は不開示部分と関連性が認められず、審査請求の理由には当たらない。

ウ さらに、審査請求人が主張する「海外の民主主義国による規範及び運用」については、原処分は、日本国の条例に基づき行われており、当該主張は審査請求の理由には当たらない。

エ 以上のことから、原処分は適法かつ妥当であり、請求人の主張は退けられるべきである。

#### 2 当審査会からの質問事項について説明した書面（開示又は不開示の具体的な判断基準（本件各文書につき、条例第7条第4号に該当するとして不開示とした部分と同号

に該当しないとして開示した部分とがある理由) )

(1) 本件不開示部分のうち、本件行政文書 1 及び本件行政文書 2 に係るもの

雑踏に乗じて敢行されるテロ等違法行為の未然防止対策として、具体的な部隊編成等が示されており、これは、警察の警備態勢に関する情報であり、公にすることにより、警察の対処能力が明らかになるなど将来におけるテロ等の犯罪行為が容易となり、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがあり、条例第 7 条第 4 号に該当するため不開示とした。

(2) 本件不開示部分のうち、本件行政文書 3 及び本件行政文書 4 に係るもの

警察におけるドローン操縦者の具体的な育成方針、一等無人航空機操縦士の資格を有する者に関する具体的な育成人数の目標数、警察における具体的なドローン飛行訓練の実施回数、危険なドローン飛行に対する警察の具体的な対処要領又はサイバーセキュリティ上のリスクを踏まえたドローンの調達に関する具体的な留意事項や方法が示されており、これらは、警察のドローン運用体制、対処能力に関する情報であり、公にすることにより、将来におけるテロ等の犯罪行為が容易となり、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第 7 条第 4 号に該当するため不開示とした。

(3) 不開示部分以外の記載について

不開示部分以外の記載にあっては、条例第 7 条各号に規定する不開示情報には該当しないことから開示とした。

## 第 5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第 1 条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第 3 条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分が妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

### 2 条例第 7 条第 4 号該当性

実施機関は、本件不開示部分が条例第 7 条第 4 号に該当するとしていることから、以下、本件不開示部分の同号該当性を検討する。

## (1) 条例第7条第4号について

ア 条例第7条第4号は、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示とするものである。犯罪の予防、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、同号では「おそれ」の存在それ自体ではなく、「おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある」ことが不開示情報の要件とされている。そのため、同号に規定する不開示情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて審理・判断するのが適当である。

イ 審査請求人は、ドローンを用いた警察活動は個人のプライバシー権を侵害し、落下等の事故により身体・生命に危険を及ぼす、本件不開示部分は「知る権利」により強く開示が要請される情報である、条例第7条第4号は「具体的な捜査のおそれ」がある場合に限り適用されるべきである旨主張するが、同号の趣旨は上記アのとおりであるから採用できない。

ウ 以上を踏まえ、以下、実施機関の判断に相当の理由があると言えるかについて検討する。

## (2) 条例第7条第4号該当性について

当審査会において本件各文書を見分したところ、本件不開示部分のうち、本件行政文書1及び本件行政文書2に係るものにあっては、雑踏に乗じて敢行されるテロ等違法行為の未然防止対策として、具体的な部隊編成等が、本件行政文書3及び本件行政文書4に係るものにあっては、警察におけるドローン操縦者の具体的な育成方針、一等無人航空機操縦士の資格を有する者に関する具体的な育成人数の目標数、警察における具体的なドローン飛行訓練の実施回数、危険なドローン飛行に対する警察の具体的な対処要領又はサイバーセキュリティ上のリスクを踏まえたドローンの調達に関する具体的な留意事項や方法が各記載されていることが認められる。

これらはいずれも警察の活動、特にテロ等違法行為への対処能力を確保するための具体的な警備態勢やドローン運用体制に関する機密性の高い情報であり、仮に公開された場合、テロ等違法行為を企図する者が、これらの情報を悪用し、犯罪の予防、鎮圧及び捜査を回避し、若しくは妨害し、又はドローン運用体制のせい弱性を利用する可能性を否定し難い。

そうすると、本件不開示部分を公にすることにより、警察の対処能力が明らかになるなど将来におけるドローンを悪用したテロ等の犯罪行為が容易となり、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがある旨の実施機関の判断は、合理性を持つものとして許容される限度内のものであると認められる。

したがって、本件不開示部分は、これを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

よって、本件不開示部分は、条例第7条第4号に該当し、不開示とすることが妥当である。

### 3 結論

以上のとおり、本件不開示部分は条例第7条第4号に該当すると認められことから、本件処分は妥当である。

よって、第1のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

## 別記

### 審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和7年4月24日	・ 質問実施機関からの質問書（実施機関の弁明書添付）を受理した。
令和7年5月20日	・ 審査請求人からの反論書を受理した。
令和7年6月27日 (第171回審査会)	・ 審査を行った。
令和7年8月22日 (第173回審査会)	・ 審査を行った。
令和7年8月31日	・ 審査請求人からの口頭意見陳述申出書を受理した。
令和7年9月26日 (第174回審査会)	・ 審査を行った。
令和7年10月24日 (第175回審査会)	・ 口頭意見陳述の手続を実施した。 ・ 審査を行った。
令和7年10月30日	・ 質問実施機関に対して書面の提出要求を行った。
令和7年11月18日	・ 質問実施機関からの書面を受理した。
令和7年11月28日 (第176回審査会)	・ 審査を行った。
令和7年12月19日 (第177回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
金子 輝雄	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
渋田 美羽	国立大学法人弘前大学人文社会科学部助教	
熨斗 佑城	弁護士	会長職務代理者
森 雄亮	弁護士	会長

(令和7年12月23日現在)